

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Commercialization of international commercial arbitration and the revision

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 嘉孝, Nakamura, Yoshitaka メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1801

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



国際商事仲裁の市場化と規則改正¹

中 村 嘉 孝

I. はじめに

国際商事仲裁における近年の傾向として、商取引のグローバル化の進展に伴い、世界の貿易取引量が増加し、付随して発生する紛争の解決手段として国際仲裁の利用が増えている。実際に国際的な仲裁機関の取扱件数は2000年の1889件から、2010年の2,731件と1.45倍に増加している²。特にアジア太平洋地域における普及が活発で、そのため法律事務所や仲裁機関の間で市場シェアを巡る競争が発生し、国際商事仲裁が市場化しつつあるという³。仲裁制度は元来、伝統的な訴訟制度では増加する紛争に数量面での対応が困難になりつつあるという現実から、訴訟に代替する（alternative）・補完する（complement）制度とされていたが、近年のグローバル化の進展により、紛争処理サービス業になりつつある、という。国際仲裁市場には、仲裁人、弁護士だけでなく、翻訳・通訳、様々な専門家、情報通信技術、宿泊交通、会議支援、金融サービス等の関連業務を含めた、効率的運営を組織的に遂行できることが求められ、フランス・パリ市場だけで年間2億ユーロを生み出している、という⁴。こうした紛争処理をサービス業と仮定すると、顧客満足度の向上という観点から、効率的な組織的業務運営のための目標となる基礎データが必要であり、ロンドン大学の2010年調査（以下「2010年報告書」）と2012年調査（以下「2012年報告書」）の国際商事仲裁に関する実証研究がある⁵。

1 本論文は、筆者が2012年度に在外研究制度を利用し、CanadaのThe University of British Columbia, Faculty of LawにVisiting Scholarとして滞在した際に収集した資料に基づき作成した。UBC、Law School LibraryおよびProf. Biukovikに謝意を表したい。

2 Singapore International Arbitration Centre (SIAC)のサイト<http://www.siac.org.sg/>による。具体的数値は最後の頁に資料として添付する。これは各仲裁機関の公表データの集計に基づき作成され、HKIAC（香港国際仲裁センター）は2009年以降に事件管理を開始し、#はデータがまだ提供されていない。

3 ローレント・ジャガー（Laurent Jaeger）他著「国際仲裁の迅速化と費用節約の方策」（「最新クロスボーダー紛争実務戦略シリーズ」第9回）JCAジャーナル第60巻3号17頁（2013年3月）。

4 例えば、仲裁機関が存在する州や地域は、仲裁法規の近代化、税制優遇策の提供等により競っている状況がみられるという（同書17-18頁）。

5 *The 2010 International Arbitration Survey*, School of International Arbitration, Queen Mary University of London. <http://www.arbitrationonline.org/research/2010/index.html> ; *2012 International Arbitration Survey: Current and Preferred Practices in the Arbitral Process*.

http://annualreview2012.whitecase.com/International_Arbitration_Survey_2012.pdf. 両調査ともに国際仲裁における慣習・傾向を調査したもので、国際的法律事務所White & Case LLPが

本稿では、こうした国際商事仲裁の市場サービス化の傾向から、顧客満足度を上げ効率的な業務運営を提供するための方策について、実証研究の成果をもとに考察する。具体的には第2章において、実証研究の結果を再度分析し、今後の指針となる要因を導く。次の第3章において、導かれた要因を中心に、実際の仲裁人経験者の意見を紹介した後、より効果的な仲裁制度の取り組みの具体例として、ICCの仲裁業務改善に関する報告書を紹介し、改訂された2010 UNCITRAL Rules of Arbitrationの内容について商学的観点から考察する。結論は簡潔には次の通りである。

国際商事仲裁はグローバル化の進展という現実において市場化・サービス業化が加速される現状にあり、今後さらにその傾向が強まるであろう。ただしグローバル化の進展という現実においても、純粋な市場化・サービス業化は本質的に不可能であり、あくまで根幹は各国の司法制度に担保された制度であることは不変であろう。司法制度の根幹は「適正な手続き」にあり、そうした法的手続きには十分慎重に対応しつつ、それ以外の業務運営面においては、市場の需要に対応したICT技術の積極導入を含む国際商事仲裁サービスの質・量の向上と信頼性にある。UNCITRAL規則の改訂から導かれる通り、従来の法手続きに基づき紛争処理を合わせる、というのではなく、国際商事紛争の効率的処理を組織的に遂行可能な制度構築という観点から、仲裁裁定の確実な執行のための法的手続きを万全にしつつ商学的な観点からの制度構築が市場化への対応となるであろう。

II. International Arbitration Survey の分析

2010年報告書は48頁、2012年報告書は56頁あるため、概要と要点を中心に各報告書に基づき、以下紹介する。両報告書ともに、非公開で当事者に限定される国際仲裁の現状や問題点を明らかにすることにより、広く情報を整理し、具体的な改善項目を明確に広く議論に資する、という目的意識に基づくものである。またその調査項目・結果も重複していないため、両報告書を以下、簡潔に紹介する。

1. 2010年 Queens Mary University of London 報告書⁶

(1) 問題意識と調査方法

国際仲裁は自主的かつ両者の合意に基づく手続きで進められ、国際紛争で

∨ (<http://www.whitecase.com>) より支援を受けて実施された。詳細な調査報告書は、上掲サイト参照。

6 項目や数字等は同報告書に基づき、以下個々に引用ページを明示しない。この2010年報告書が

幅広く利用されており、その利点の一つが柔軟性にある。この柔軟性とは、当事者の意思判断の割合が多いことを意味し、選択する要因、準拠法、仲裁廷 (seat)、仲裁機関、仲裁人など多くの選択・判断する際、企業の意思決定要因は何であるのか、について実証的に調査した。例えば、①企業が仲裁を解決手段として採択する主たる要因は何か、②仲裁に関する意思決定は企業内でどのように行われるのか、③そうした意思決定に最も大きな影響力を持つのは誰か、④仲裁条項を協議する際に企業の法務担当者 (counsel) が最も考慮する要因はどういったものがあるのか、などを中心に行われた。

調査方法は、あらゆる地域・産業・企業規模を対象とするよう留意し、2010年1月から8月にかけて、2段階で実施した。第1段階では、2月から8月にかけて78項目の質問票 (questionnaire) と面談依頼を郵便と電子メールで送り、136人・企業から回答を得た。回答者は General Counsel 31%, Counsel 19%, Head of Legal Department 16%, Head of Dispute Resolution 10%, Deputy General 3%, Other 21% であった。第2段階では、電話もしくは対人の面談を67人に、一人当たり15分から90分かけて行った。面談は London, Paris, Tokyo, New York, Sao Paulo, Dubai, Warsaw など世界各国で8月を中心に行った。結論をまとめると次の7項目になる。

(2) 国際仲裁の選択 (choices about international arbitration)

- ① 企業の68%に紛争解決に関する指針があり、指針のあるなしに関わらず、仲裁条項の交渉にも柔軟に対応する。その際こだわる項目は、守秘義務と言語、次いで準拠法と仲裁廷であり、これらの決定・合意については、契約内容と当事者の関係・交渉力の影響が大きい。
- ② 決定される順序は、最初に紛争の準拠法、次いで仲裁廷、仲裁機関の順で決定され、回答者 (respondent) の68%はこれら項目の選択が後の仲裁手続きや仲裁裁定へ与える影響が大きいと考えている。
- ③ General Counsel は一般に、一定の手続きが進行し、後半の段階から関与する場合であっても、仲裁条項に関する意思決定については主導的立場にある。

(3) 準拠法の決定 (choice of the governing the substance of the dispute)

- ① 両当事者の当該契約書に関する中立性 (neutrality)・公平性 (impartiality)、当該契約の特性に見合った適切性 (appropriateness)、当事者

↘は、2008 *Corporate Attitudes: Recognition and Enforcement of Foreign Awards; 2006 Corporate Attitudes and Practices* の2件の報告書を基に作成されたものである。

の親しみ度合い (familiarity) の3要因が考慮される。

- ② 準拠法の判断は与える影響が大きいいため、ほとんどの回答者や面談相手は、かなり慎重さを要する重要な項目と理解されている。
- ③ 回答者の40%はイギリス法 (English law) を使用し、続いて17%がニューヨーク州法を使用している。
- ④ 準拠法の与える影響度合いについて、回答者の53%はある一定の範囲にとどまると考え、29%は広範囲に及び、その影響力は大きいと考えている。

(4) 仲裁廷の選択 (choice of the seat of arbitration)

- ① 仲裁廷は、当事者合意、または契約の準拠法という法的判断基盤によりほぼ決定される。
- ② London が最も好まれ、かつ広く利用されている。
- ③ 過去5年間において、London, Paris, New York, Geneva の4都市が最も多く、いずれも満足度が高い (excellent, very good)。
- ④ シンガポールがアジアの拠点として台頭している。
- ⑤ 好ましくない仲裁廷と理解・認識されているもの (the most negative perception) は、Moscow と中国本土 (mainland China) があげられている。

(5) 仲裁機関の選択 (choice of arbitration institution)

- ① 企業は仲裁機関に中立性 (neutrality) と国際性 (internationalism) を求め、さらに仲裁機関に確固たる名声 (strong reputation) と広い認識 (widespread recognition) を持つよう求めている。
- ② ICC が最も多く好まれ、広く利用されている。
- ③ ICC, LCIA, AAA, ICDR の4機関が過去5年間で回答者が最も利用しており、いずれも評価が高い (good 以上)。
- ④ 好ましくないと認識されているものとして、CRCICA, DIAC, CIETAC がある。

(6) 仲裁人の任命 (appointment of arbitrators)

- ① 広い心 (open-mindedness)、公平性 (fairness)、仲裁の経験 (prior experience)、裁定の精度 (quality of awards)、利便性・容易さ (availability)、準拠法に関する知識、評判が重視される。
- ② 回答者の50%が仲裁人の行為に失望している。

- ③ 企業は仲裁人の利便性 (availability)・能力 (skills)、経験に関する情報の透明性を求め、また仲裁人の選任の当事者自治をより強く広く求めている。
- ④ 回答者の 75%は紛争終結時に仲裁人を評価する制度を求めている。そのうちの 76%は仲裁機関へ報告したが、30%は公的に閲覧できるような評価 (publicly available reviews) の提供を希望している。

(7) 守秘義務 (confidentiality)

- ① 仲裁利用者にとって重要ではあるが、不可欠というほどではない。
- ② 回答者の 50%は、採択した仲裁規則や仲裁合意書に守秘義務に関する項目がない場合でも仲裁には守秘義務がある、と間違った理解をしており、12%は仲裁における守秘義務があるかどうかも知らなかった。

(8) 期日と遅延 (time and delay)

- ① 進行を遅延させる仲裁手続きの主たるものは、書類の開示 (disclosure of documents)、書面の回答書提出 (written submission)、仲裁廷での聴取手続き (constitution of the tribunal and hearings) が挙げられた。
- ② 当事者は手続きを短くするよう努めるが (parties contribute most to the length of proceedings)、本来は迅速に進めるように仲裁廷や仲裁機関が管理すべきである、と考えている。

2. 2012 年 Queens Mary University of London 報告書

(1) 問題意識と調査方法

ここでは過去数十年にわたり、文化や手続きが異なる国や地域間での仲裁が増加する中、仲裁手続きや慣習の異文化間融合 (cross-fertilization) がなされているか否か、もしなされているのであればどの程度か、またどういった項目が融合・発展されつつあるのか、という問題意識を持ち行われた。対象者は企業の実務家、企業内弁護士 (in-house counsel)、仲裁人を中心に、具体的には 2012 年 1 月から 8 月にかけて前回と同様に 2 段階に分けて行われた。第一段階では 100 項目の質問票を online で送信し、710 件の回答を得た。第二段階では、104 件の電話調査が行われた⁷。調査結果は、次の 7 項目

7 これだけ多くの回答を得た理由として、筆者は三つの要因ではないかと推測する。第一に、オンライン調査で手間がかからないこと。第二に、White & Case 社という権威ある法律事務所が関与していること。第三に、仲裁事例の増加により経験者が増え、関係した仲裁経験が

に要約でき、以下紹介する。

(2) 仲裁人の選定 (selection of arbitrators)

- ① 回答者の76%が、仲裁人3人の仲裁廷であれば、各当事者が仲裁人2人の選任を好み、これは近年の各当事者が仲裁人の選任に消極的という最近の傾向に反する結果となった。
- ② 正式な仲裁人依頼を要請する以前に、仲裁人との面談が適切か否かについて、長い論争が続いている。調査によると、回答者の3分の2が仲裁人の面談に関与しており、12%が事前面談は適切ではない、とした。この事前面談は不適切、との意見の主たる理由は、事前面談自体が不要というのではなく、適切に対応できる専門分野であるか否かを判断できれば面談の実施については不要、という。
- ③ 回答者の74%は、当事者が指定した仲裁人は主席仲裁人 (chair) の選出について、各当事者と意見を交換することを認めるべきだ、と考えている。

(3) 仲裁手続きの構成 (organizing arbitral proceedings)

- ① 証拠採択に関する IBA 規則 (The IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration; the IBA Rules⁸) が、仲裁で60%採択され、ガイドラインとして53%、拘束力ある規則として7%が採択している。さらに回答者の85%が the IBA Rules は有益であると考えている。
- ② 仲裁事務官 (tribunal secretaries) は35%の事例で任命され、仲裁人の10%のみが事務官と仲裁裁定を起草し、また仲裁人の4%が事務官と本案 (merit) について議論した、という程度であった。
- ③ 仲裁手続きを迅速にする最も効果的な方法は、仲裁廷が仲裁方針 (constitution) を策定した後、争点となる項目を早急に特定すること、単独の仲裁人 (sole arbitrator) を選定すること、関係書類を制限すること、の3点を挙げている。
- ④ Fast-track 仲裁が費用抑制の手段としてよく引き合いに出されるが、実際にはほとんど利用されていない (not commonly used)。回答者の95%は、全く経験がない (54%) か、5件以内で経験がある (41%)

ゝ者の不満や思いが蓄積してきた段階にあり、その意見が反映される可能性がある White& Case 社も関与していることも影響したと推測する。

8 「IBA 国際仲裁証拠調べ規則」といい、International Bar Association (IBA; 国際法曹協会、<http://www.ibanet.org/>) が2010年5月29日に承認した全9か条からなる規則。原文やJAA (日本仲裁人協会) の邦訳も同サイトから入手可能。

という程度。ただし回答者の65%が将来の契約において fast-track 条項を利用したい(5%)、もしくは契約内容によっては利用したい(60%)と考えている。

(4) 暫定判断と裁判所の支援 (interim measures and court assistance)

- ① 法解釈の重要な題材になっているにもかかわらず、仲裁廷に暫定判断 (interim measures) を要求することは一般的ではなく、回答者の77%は全仲裁の4分の1かそれ以下の割合で経験した程度である。裁判所に仲裁の支援を目的とした暫定処置の要望はさらに少ない。
- ② 暫定判断を仲裁廷に要求した35%のみが認められた。認められたうちの62%は自主的に応じており、裁判所による強制は10%程度であった。
- ③ 一定の状況において当事者一方に暫定処置をする権限を仲裁廷に与えるべきか否かの合意は形成されていない。回答者の51%は、仲裁人はそうした権限を持つべきであり、一方43%は与えるべきではない、6%は明確ではなかった。

(5) 証拠書類の提出 (document production)

- ① 書類提出の要請は国際仲裁では一般的であり、回答者の62%は仲裁の半数以上でそうした要求の経験がある。
- ② 国際仲裁のほとんど(75%~100%)で書類提出に関与した経験がある、というコモンロー法律家は74%、大陸法の法律家は21%であった。これは本調査において、コモンローの世界では書類提出の要求がより多い、とする一般的見解を確認する結果となった。
- ③ 書類提出に対するコモンローと大陸法との相違が大きいにもかかわらず、the IBA Rules の第3条⁹が国際仲裁における書類提出の基準とすべきである、と考えている。
- ④ 出書類が仲裁裁定にどの程度影響を与えているか、という点について、仲裁人の多く (significant percentage) が決定的に重要 (crucial) と考えており、回答者の59%が開示請求による書類が仲裁への影響がある、と考えている。

(6) 事実証人と専門家証人 (fact and expert witnesses)

- ① 仲裁の87%で事実供述書 (fact statements) の交換でその証拠が提出

9 The IBA Rules, Art 3 Documents.

されており、内訳は直接尋問（direct examination）が48%、間接的な聴取（hearing）が39%となっている。回答者の59%は事実供述書（fact witness statements）を聴取時の直接尋問の代替とすることは効果的である、と考えている。

- ② 反対尋問（cross-examination）は、事実検証（testing fact）で90%、専門家証人の証拠で86%が大変効果的な方法であると考えている。
- ③ 聴取（hearing）時に証人を偽の（mock）反対尋問をすることは、一部の法文化では非倫理的とされるが、本調査によると、国際仲裁では一般に行われて容認されている。回答者の55%が、国際仲裁で偽の反対尋問を行った経験があり、その内の62%が、コモンローと大陸法ともに同程度に、適切であるとしている。
- ④ 仲裁における専門家証人は、当事者の要望が90%、仲裁廷の要望が10%とある。しかしながら回答者の傾向は、当事者の要望がより効果的と考える割合は43%、仲裁廷の指定による場合は31%が効果的であった、とされた。

(7) 弁論手続きと聴取（pleadings and hearings）

- ① かなりの書類の提供（substantive written submissions）を継続的に交換することが82%でなされており、こうした情報交換を好む傾向が79%と高い。
- ② 仲裁廷以外場で実体上の事項・本案（merit）の聴取実施は15%、と僅かであること判明した。
- ③ 最終の本案聴取の一般的期間は、3-5日（53%）、6-10日（23%）、1-2日（19%）、10日以上（5%）であった。
- ④ 大陸法弁護士は伝統的に聴取期間を、コモンロー弁護士よりも短くする傾向があるといわれるが、今回の調査でそれが正しいことが確認された。1-2日の割合は、大陸法弁護士で31%、コモンロー弁護士で9%、と明確な相違がみられた。
- ⑤ 仲裁聴取において、3分の2で証拠提出等に関する期限が設定されている。回答者の57%は期限設定に賛成し、状況に応じて、が34%、設定しない方が良いは6%であった。

(8) 仲裁裁定と費用（the arbitral award and costs）

- ① 仲裁裁定までの期間について、仲裁人一人の場合、手続き終了後3か月以内に裁定がなされる、との回答が67%であった。また仲裁人が3

人の場合、3か月以内にすべきが37%、3-6か月以内にすべきが41%であった。

- ② 仲裁へ共通する批判は、仲裁廷は不必要に手続きを分ける (split the baby) ことがあげられ、17%で分けられている。
- ③ 仲裁費用の割り当てにつき、その結果により割り当てられる場合が80%、半分ずつ割り当てられる場合が20%とされる。ただ仲裁費用の平等な割り当てを支持するのは5%程度で、現在の方式よりもより結果に基づく費用負担の割り当てを求める傾向がみられる。
- ④ 回答者の96%が、仲裁手続き中の当事者やその弁護士の不適切な行為について、費用割り当ての際に仲裁廷は考慮すべきである、としている。これは不適切な行為要求について、仲裁廷が費用割り当て時に罰則的措置をとるよう考えていることを示している。

以上の問題点が浮かび上がり、こうした現状について UNCITRAL と ICC が現実的な要望に対応できるよう、仲裁規則を改正した。上記実証調査研究は、いずれもイギリスでなされたものであるため、準拠法や仲裁廷の選定がイギリスになっており、どの程度普遍性があるのか、という疑問は残るが、非公開の国際商事仲裁の傾向を示す一定の資料となりうるものである、といえる。次章では ICC の効率的な仲裁運営に関する報告書と UNCITRAL の仲裁規則改定に関する変更点を中心に簡潔に見ていきたい。

Ⅲ. 国際仲裁における ICC 報告書と UNCITRAL 規則改正の検討

世界的に複数の仲裁機関と各規則があるが、仲裁機関として代表的な ICC の仲裁業務改善に関する報告書を紹介し、その後 ad hoc 仲裁を想定した規則である UNCITRAL Rules of Arbitration の改正について以下、検討したい¹⁰。

1. ICC 仲裁委員会の効率的な管理手法に関する報告書

第2章の Queens Mary 報告では、現在の傾向と今後の検討項目が導かれたが、商取引当事者の最大の関心は、現実的な仲裁の費用対効果についてである。いくら素晴らしい制度や規則があったとしても、時間を含めた費用対効果の高いものでなければ、企業は利用しない。企業の仲裁に対する失望が増加し

10 UNCITRAL 仲裁規則の経緯については、Renata Brazil-David, *Harmonization and Delocalization of International Commercial Arbitration*, 28 *Journal of International Arbitration* 427-444 (Oct.2011) 参照。実際に UNCITRAL Model Law は世界中の各国国内法として、日本を含め多くの国で採択され、具体的な採択国・地域については次のサイト参照。http://www.uncitral.org/uncitral/en/unditral_texts/arbitration/1985Model_arbitration_status.html/

つつある現状から¹¹、国際仲裁の現実的需要に応じた制度構築の必要性が高まっており、それに対応するよう ICC 仲裁委員会は、時間と費用の効率化特別部会 (Task Force on Reducing Time and Costs in Arbitration) を発足させ、効率的な国際仲裁を具体的に調査した提言書「*ICC Commission Report Controlling Time and Cost in Arbitration* (1st ed. 2008, 2nd ed. 2012)」を公表した。その要旨は簡潔には次の通りである。

まず費用面について、ICC 仲裁委員会の調査によると、2003 年と 2004 年に仲裁裁定がなされた ICC の事例では、仲裁当事者が負担した費用の平均は、仲裁手続きの進行にかかった経費が 82%、仲裁人費用が 16%、ICC の管理費が 2% という¹²。仲裁人の費用は比較的小さく、ICC 仲裁では紛争金額と正比例するため、予想しやすい (ただし LCIA の様な時間単位でのものもあるため要注意)。管理費も小さいため、改善の余地が大きいのは、仲裁手続きの進行にかかる経費である。

こうした仲裁手続きの進行にかかる費用削減のためのポイントは、争点絞り込みによる争点整理、それに関する仲裁廷の権限強化、と言えるだろう。以下改訂経緯についてみていきたい。

2. UNCITRAL Rules of Arbitration 2010

国連国際商取引委員会 (the United Nations Commission on International Trade Law; UNCITRAL) は、ad hoc 仲裁や機関仲裁だけでなく、各国家の包括的な仲裁規則体系 (a unified and comprehensive set of rules of arbitration) を作成し、1976 年に採択された。それは真の普遍性 (truly universal origin)¹³ と柔軟性 (flexibility)¹⁴ を念頭に置いていた。その後約 30 年近く経過し、2004 年に改正の必要性が論じられ¹⁵、2006 年の第 39 回 UNCITRAL 会合で認められ具体的に開始された。2010 年 2 月には完成し、2010 年 UNCITRAL 仲裁規則として

11 *International Arbitration: Corporate Attitudes and Practices 2008*, at 2, Queen Mary University of London School of International Arbitration and Price Waterhouse Coopers, http://www.pwc.co.uk/eng/publications/international_arbitration_2008.html/

12 *ICC Techniques for Controlling Time and Costs in Arbitration, CMS Guide to Arbitration*, Vol. II, Appendix 4.3, at 537-563; 2012 International Arbitration Survey: Current and Preferred Practices in the Arbitral Process http://annualreview2012.whitecase.com/International_arbitration_Survey_2012.pdf

13 Gerold Herrmann, *Comment: UNCITRAL's Basic Contribution to the International Arbitration Culture*, in ICCA Congress Series No.8, 50 (Albert Jan van den Berg ed., 1998).

14 Gary Born, *International Commercial Arbitration* 151 (2010).

15 Pieter Sanders, *Has the Moment Come to Revise the Arbitration Rules of the UNCITRAL ?*, 20 *Arbitration International* 243 (2004).

2010年8月15日に発効した¹⁶。改訂の目的は、国際仲裁の現行の慣習を取り入れることにあり¹⁷、具体的には技術革新による電子手段による広範な通信伝達であった。これは逆に言うと、情報技術の知識やその適切な管理がなければ、むしろ遅延やコスト高の要因となる可能性がある。特にアメリカ型の情報開示制度（discovery）が仲裁手続きに導入されると、遅延とコスト高になるため改善が必要であった¹⁸。その点について IBA の国際商事仲裁における証拠採取の規則（Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration, 1999年、2010年）で情報開示はアメリカ式ではなく、一般的な情報開示制度（general discovery procedure）とされた¹⁹。電子情報の開示は、ICC では Task Force on Production of Electronic Documents in Arbitration を立ち上げ、IBA も 2010年改訂版を作製した。

改訂のポイントは7点あり、以下論ずる²⁰。

3. 改訂内容の具体的検討

① 適正手続（due process）

UNCITRAL 1976 第 14 条を次の通り修正した。比較するため両条文を示す。

- UNCITRAL Arbitration Rules 1976

Section III. Arbitral proceedings:

General provisions, Article 15 (1)

Subject to these Rules, the arbitral tribunal may conduct the arbitration in such manner as it considers appropriate, provided that parties are treated with equality and that at any stage of the proceedings each party is given a full opportunity of presenting his case.

- UNCITRAL Arbitration Rules 2010

Section III. Arbitral proceedings:

16 詳細は次の文献参照。David D. Caron & Lee M. Caplan, *The UNCITRAL arbitration rules: a commentary with an integrated and comparative discussion of the 2010 and 1976 UNCITRAL arbitration rules*, Oxford commentaries on international law, Oxford Univ. Press 2d ed. 2013

17 *Report of the Working Group on Arbitration and Conciliation on the Work of Its Forty-fifth Session*, Vienna, Sep.11-15, 2006, U. N.Doc. A/CN.9/614, para.16.

18 Louis B. Kimmelman, *Document Production in the United States, in Document Production in International Arbitration*, 17 ICC Bulletin (Special Supp.) 43 (2006).

19 Hilmar Raeschke-Kessler, *Art.3 IBA Rules of Evidence: A Commentary on the Production of Documents in International Arbitration*, 12th IBA Arbitration Day, Dubai, 6 (Feb.16, 2009), <http://www.raeschke-kessler.de/downloads/ibadubai5fuerwebsite.pdf>

20 Daria Kozłowska, *The Revised UNCITRAL Arbitration Rules Seen through the Prism of Electronic Disclosure*, 28 J. of Int'l Arb. 51-65 (2011).

General provisions, Article 17 (1)

Subject to these Rules, the arbitral tribunal may conduct the arbitration in such manner as it considers appropriate, provided that the parties are treated with equality and that at an appropriate stage of the proceedings each party is given a reasonable opportunity of presenting its case²¹.

上記から 1976 規則では当事者は主張を完全に行う権利が与えられ、仲裁廷が制限等をすれば適正手続 (due process) 違反で仲裁裁定に異議が出される可能性があった。増大する電子書類についての適切な管理がなければ、膨大なデータの中からの確な書類の検索や提出に時間やコストがかかる。そのため最も重要な一つである due process に反しない範囲で効率的な手続きを模索し、仲裁廷に裁量を与える合理性基準 (reasonable test) が取り入れられ、これは IBA 規則の第 9 条 2 項²² を参考に、費用対コスト面 (procedural economy weigh against production) の観点から採択され、LCIA も同様である。

② 聴取 (hearing) に関する権利の制限²³。

• UNCITRAL 1976, Article 15 (2)

If either party so requests at any stage of the proceedings, the arbitral tribunal shall hold hearings for the presentation of evidence by witnesses, including expert witnesses, or for oral argument.

• UNCITRAL 2010, Article 17 (3)

If at an appropriate stage of the proceedings any party so requests, the

21 1976 年と 2010 年の下線は筆者による。

22 IBA Art. 9. 2. The Arbitral Tribunal shall, at the request of a Party or on its own motion, exclude from evidence or production any Document, statement, oral testimony or inspection for any of the following reasons:

- (a) lack of sufficient relevance to the case or materiality to its outcome;
- (b) legal impediment or privilege under the legal or ethical rules determined by the Arbitral Tribunal to be applicable;
- (c) unreasonable burden to produce the requested evidence;
- (d) loss or destruction of the Document that has been shown with reasonable likelihood to have occurred;
- (e) grounds of commercial or technical confidentiality that the Arbitral Tribunal determines to be compelling;
- (f) grounds of special political or institutional sensitivity (including evidence that has been classified as secret by a government or a public international institution) that the Arbitral Tribunal determines to be compelling; or
- (g) consideration of procedural economy, proportionality, fairness or equality of the Parties that the Arbitral Tribunal determines to be compelling.

23 下線は筆者による。

arbitral tribunal shall hold hearings for the presentation of evidence by witnesses, including expert witnesses, or for oral argument.

聴取は主として口頭事項の確認 (oral evidence) を主としつつ書面についても行われるが、1976年規則ではすべての段階で聴取の要求が権利として認められていたが、2010年規則ではそれが適切な段階でのみ、と制限がなされている。

③ 不必要な遅延や費用回避の規定が新設。

・ UNCITRAL 2010, Article 17.1

The arbitral tribunal, in exercising its discretion, shall conduct the proceedings so as to avoid unnecessary delay and expense and to provide a fair and efficient process for resolving the parties' dispute.

この文言により、従来の公平性と効率化を維持しつつ、仲裁廷はより時間とコストの意識を高めるよう明文化された。この規定は、個々の手続きや内容を限定せず、迅速かつ効率的進行という費用対効果の観点から仲裁廷に適切性の判断権限を与える根拠となる。LCIA では迅速・効率的な進行が義務とされ²⁴、国際仲裁の手続きも迅速性が求められる。純粹な商業では法や規則での明示的根拠は不要で、静かに市場メカニズムにより排除されるだけのことであるが、あくまで国際仲裁は司法制度の一部であるため、根拠となる仲裁規則の文言には細心の注意が必要とされる。国際仲裁の継続的な改善努力は、当事者の公平性と平等な取扱いを確保しつつ、適切な時間と費用管理をしながら当事者の満足度を高めることにある、という²⁵。

④ 仲裁廷に期日修正の権限を付与

UNCITRAL Arbitration Rules 2010, Article 17 (2)

The arbitral tribunal may, at any time, after inviting the parties to express their views, extend or abridge any period of time prescribed under these Rules or agreed by the parties.

24 LCIA Arbitration Rules, Article 14.1.ii ...the arbitral tribunal has a duty to adopt procedures suitable to the circumstances of the arbitration, avoiding unnecessary delay or expense, so as to provide a fair and efficient means...

25 David J. Howell, *Introduction, Electronic Disclosure in International Arbitration: A Changing Paradigm*, in *Electronic Disclosure in International Arbitration 2* (David J. Howell ed., 2008).

ここにおいて仲裁廷の期日修正の権限を根拠として明確化された。Working Group の起草段階では、当事者の意見聴取も不要で仲裁廷の判断で可能とする条文であったが、当事者の意見聴取の機会不在の手続き的問題や、仲裁は当事者の妥協納得の上進行するという一体感が崩れることを危惧し、当事者の意見聴取の後に権限が与えられる、とされた²⁶。

⑤ 早期協力と暫定スケジュールの策定義務

UNCITRAL Arbitration Rules 2010, Article 17 (2)

As soon as practicable after its constitution and after inviting the parties to express their views, the arbitral tribunal shall establish the provisional timetable of the arbitration.

この条文により、仲裁廷が当事者と手続きに関する協議を早期に行うよう促される根拠となる。早期協議の必要性は現実の訴訟事例の教訓からきている²⁷。またアメリカやイギリスの民事手続法の規定でも、当事者に早期の証拠提出を促している²⁸。この規定の趣旨は、手続きを勧め相手の出方をうかがいつつ最終的に訴訟に勝つ、という司法的発想ではなく、当事者間の早期の意思疎通が、手続きの最終段階での紛争を回避もしくは最小限に抑えることにあ²⁹る。各当事者にとっても、争点となる事項に優先順位をつけて準備することは、審理進行の迅速化となり効率的である。

⑥ 供述書面と証拠開示における法的論拠の必要性

UNCITRAL 1976, Article 18 (statement of claim)

1. Unless the statement of claim was contained in the notice of arbitration, within a period of time to be determined by the arbitral tribunal, the claimant shall communicate his statement of claim in writing to the respondent and to each of the arbitrators. A copy of the contract, and of the arbitration agreement if not contained in the contract, shall be annexed thereto.

26 UNCITRAL, Working Group II, forty-seventh session, Vienna, Sep.10-14, 2007, Settlement of Commercial Disputes: Revision of the UNCITRAL Arbitration Rules; Note by Secretariat, U.N. Doc. A/CN.9/WG. II/WP.147/Add.1, para.6.

27 Richard Hill, *The New Reality of Electronic Document Production in International Arbitration: A Catalyst for Convergence ?*, 25 Arb. Int'l 94 (2009).

28 U.S. Federal Rules of Civil Procedure, Rule 26 (f); English Civil Procedure Rules, Practice Direction to Rule 31, 2A

29 John M. Barkett, *Production of Electronically Stored Information in Arbitration: Sufficiency of IBA Rules ?*, in *Electronic Disclosure in International Arbitration* 61 (David J. Howell ed., 2008).

2. The statement of claim shall include the following particulars:

- (a) the names and addresses of the parties;
- (b) a statement of the facts supporting the claim;
- (c) the points at issue;
- (d) the relief or remedy sought.

The claimant may annex to his statement of claim all documents he deems relevant or may add a reference to the documents or other evidence he will submit.

UNCITRAL 2010, Article 20 (statement of claim)

1. The claimant shall communicate its statement of claim in writing a period of time to be determined by the arbitral tribunal. The claimant may elect to treat its notice of arbitration referred to in Article 3, as a statement of claim, provided that the notice of arbitration also complies with the requirements of paragraphs 2 to 4 of this article.
2. The statement of claim shall include the following particulars:
 - (a) The names and contact details of the parties;
 - (b) a statement of the facts supporting the claim;
 - (c) the points at issue;
 - (d) the relief or remedy sought;
 - (e) the legal grounds or arguments supporting the claim.
3. A copy of any contract or other legal instrument out of or in relation to which the dispute arises and of the arbitration agreement shall be annexed to the statement of claim.
4. The statement of claim should, as far as possible, be accompanied by all documents and other evidence relied upon by the claimant, or contain references to them.³⁰

この改訂の大きな特徴は、申立内容を支持する法的根拠の提示を条文で明示していることにある。これは申立当事者が法的観点から立証することを促すことにより、精度の高い進行になるからとされる³¹。特に国際仲裁は柔軟性が利

30 下線は筆者による。

31 UNCITRAL Working Group II, 46th session, New York, February 5-9, 2007, Settlement of Commercial Disputes: Revision of the UNCITRAL Arbitration Rules, Note by Secretariat, U. N. Doc. A/CN.9/WG. II/WP.145/Add.1, at 6.

点であることから、異なる法制度をもった多様な文化背景の当事者の主張を、整理する必要がある³²。こうした傾向はアメリカの訴訟における情報開示制度 (U.S.-Style discovery) の、当事者は同等の情報知識を共有するためのもの、という前提からきている。ただしこれは証拠漁り (fishing expedition) の危険性を含み、国際仲裁の時間と費用の長大化の原因であるため、UNCITRAL 第 17 条 1 項で、関係の薄い幅広い関連書類の提出に歯止めをかけることができるよう整備されている。

⑦ 暫定判断・仮決定に関する仲裁廷の裁量強化

UNCITRAL 1976, Article 26.

1. At the request of either party, the arbitral tribunal may take any interim measures it deems necessary in respect of the subject-matter of the dispute, including measures for the conservation of the goods forming the subject-matter in dispute, such as ordering their deposit with a third person or the sale or perishable goods.
2. Such interim measures may be established in the form of an interim award. The arbitral tribunal shall be entitled to require security for the costs of such measures.
3. A request for interim measures addressed by any party to a judicial authority shall not be deemed incompatible with the agreement to arbitrate, or as a waiver of that agreement.

UNCITRAL 2010, Article 26

1. The arbitral tribunal may, at the request of a party, grant interim measures.
2. An interim measure is any temporary measure by which, at any time prior to the issuance of the award by which the dispute is finally decided, the arbitral tribunal orders a party, for example and without limitation, to:
 - (d) Preserve evidence that may be relevant and material to the resolution of the dispute.
3. The party requesting an interim measure under paragraphs 2 (a) to (c) shall satisfy the arbitral tribunal that:

32 Michel E. Schneider, *A Civil Law Perspective: "Forget E-Discovery"*, in *Electronic Disclosure in International Arbitration* 13-20 (David J. Howell ed. 2008).

- (a) Harm not adequately reparable by an award of damages is likely to result if the measure is not ordered, and such harm substantially outweighs the harm that is likely to result to the party against whom the measure is directed if the measure is granted; and
 - (b) there is a reasonable possibility that the requesting party will succeed on the merits of the claim. The determination on this possibility shall not affect the discretion of the arbitral tribunal in making any subsequent determination.
4. With regard to a request for an interim measure under paragraph 2 (d), the requirements in paragraph 3 (a) and (b) shall apply only to the extent the arbitral tribunal considers appropriate.³³

この内容は UNCITRAL Model Law の条文からきており³⁴、最も大きな変更点は、紛争解決に重大な証拠に限定した保全に関して明文化したことにある。その要件も UNCITRAL2010 の Article 26 (3)³⁵ に具体的にされ、仲裁廷が適切と判断した場合に限られ、文書や証拠の破棄が想定される場合には、そうしたことを回避するよう促す内容となっている。

4. UNCITRAL 2010 改訂

通信技術の発達による電子手段の取引の増大という現状に対応するため検討された結果、次の四点に要約できる³⁶。

第一に、手続き遅延とコスト増大を中心に改訂がなされたことがあげられる。従来の 1976 年規則では、当事者の主張機会を保障し、手続き面を全面的に重視していたが、結果として過度な遅延とコスト高になっている現状を重視し、2010 年規則では、仲裁廷の裁量を大きくし、その根拠を明文化したため、手続き保障の面でも配慮されている。

第二に、手続き計画 (procedural timetable) 策定のため、当事者の早期協議

33 下線は筆者による。

34 UNCITRAL Model Law, Chapter IV. A.

35 UNCITRAL 2010, Article 26 (3) : The party requesting an interim measure under art.26 (2) (a) to (c) must satisfy the arbitral tribunal that: (a) harm not adequately reparable by an award of damages is likely to result if the measure is not ordered, and such harm substantially outweighs the harm that is likely to result to the party against whom the measure is directed if the measure is granted; and (b) there is reasonable possibility that the requesting party will succeed on the merits of the claim. The determination on this possibility shall not affect the discretion of the arbitral tribunal in making any subsequent determination.

36 Daria Kozłowska, *supra* note 20, at 64.

の促進があげられる。計画表に基づくため透明性が高まり不公平感も少なく、計画策定のため早期に争点整理する機会にもなり、迅速化に結び付きやすい。

第三に、申立内容に法的根拠の明示が、条文により明確に要求されていることがある。仲裁廷としては、主張の根拠を各種契約書や慣習、準拠法等に基づきその妥当性を判断することになるが、当事者の法的根拠が明示されていれば、かなり効率的に進めることができ、当事者の誤解等も早期に指摘し解決策の提示も容易になる。

第四に、暫定措置に関する仲裁廷の権限を強化することにより、裁定に与える影響が大きい証拠書類等の保全が行われやすくなり、証拠書類等の破棄からくる問題の発生を抑えるような構造になっている。

以上のように改訂されたが、未解決の項目もまだ多い。例えば、証拠書類の範囲策定、期限を順守しない場合の不利益・罰則などがある³⁷。ただし商取引は本質的に流動的であるため、根本的に解決できる性質のものではなく、現実の商取引に効率的に対応できるよう、常に規則や制度を改訂する意識と実行力を保持することが重要である。

IV. おわりに

グローバル商取引の増大により国際取引契約が増え、複雑な商取引紛争を増大させ、国際仲裁の必要性が高まり、国際仲裁の手続きと実体の両面で改善を促進させ、その本質は脱国内化 (denationalization) と集約化 (convergence) にあるという³⁸。国際紛争の増加が訴訟ではなく、仲裁であることは、伝統的な訴訟は国内制度であること、それゆえ判事が国際事案に精通していないこと、異なる文化地域からの企業人が増えていること、がある³⁹。国際仲裁の訴訟に対する利点として、迅速性、秘匿性、中立性、専門性、柔軟性、執行性があげられるが、本質的な要因として、適応力の高さにある。

適応力の高さ (柔軟性) とは、国際仲裁における商取引紛争という需要に対する解決・処理サービスの構築という供給をできる限り合わせることである。国際仲裁は司法制度の補完であり、それゆえ純粋なビジネスとは異なり、仲裁

37 *Id.* at 64-65.

38 Bernard Hanotiau, *International Arbitration in a Global Economy: The Challenges of the Future*, 28 *J. of Int'l Arb.* 89-103 (2011). 厳格な「グローバル化」の定義は様々であるが、ここでは、世界のごく一部の出来事が遠く離れた場所にも影響を与える大きさ、とする。

39 *Id.* at 90. 仲裁のグローバル化については次の文献参照。Katherine Lynch, *The Forces of Economic Globalization: Challenges to the Regime of International Commercial Arbitration* (2003); Reza Banakar, *Reflexive Legitimacy in International Arbitration*, in *Emerging Legal Certainty: Empirical Studies on the Globalization of Law*, 325 (Volkmar Gessner & Ali Cem Budak eds., 1998)

制定の正当性を支持する国内法手続、仲裁裁定の執行を担保する国際条約、の二点を前提条件として、前者については各国内の私法手続、後者については1958年のニューヨーク条約がある⁴⁰。この二点に関する国際仲裁の絶対的に重要なことは、正当な手続（due process）であり、具体的には、弁明の機会提供（rights of defense）と平等原則（equality）である。仲裁裁定の再審理は実質的に、仲裁合意範囲の逸脱、適正手続違反、公共政策の違反の三点があり、その裁量も限定的になりつつある⁴¹。

今回取り上げた Queens Mary University of London の実証調査や ICC の報告書から、国際仲裁の骨子は、「手続きの迅速性と効率化の具体的方策」であり、その具体的取り組みについては、上記三点、特に正当手続原則の担保が前提とされる。「迅速な対応・処理」と「厳格な手続き遵守」はトレードオフの関係にあるが、国際仲裁の本質では敵対的でなく相互補完的なものであり、国際仲裁が市場サービス化の傾向が高まるにつれて競争が高まり、結果として高質なサービスを安価に提供できる制度が構築されつつある。

この点が司法制度と根本的に異なることであり、司法は当該国内の国民のための制度であり、本質的に競争環境になく、時間やコスト感覚の優先順位が低い。国際間にわたる事項については、外国との交渉必要性から国際政治も関与するため、進展に膨大な時間や費用が必要となる。

一方、市場サービス業としての国際仲裁は、適正手続を前提に、改善内容を具体的に見出すため、市場調査の実施がインセンティブとして本質的に組み込まれている。国際紛争では、訴訟は公開であるため、特定の題目を調査できるが、仲裁は非公開であるため、外部の当事者はどういった問題点や争点があるのか知ることができない。またたとえ当事者として関与しても、守秘義務のため公開が難しい場合が多く、また個別経験がどの程度普遍性を持つか比較検討できないため、経験が社会的にも継承されず、結果として、仲裁制度の改善が難しくなる、という悪循環に陥る本質がある。

グローバル化の進展による国際商取引契約の量的増加により、国際仲裁が紛争処理サービス業として台頭しつつあり、変化や進展が激しい国際仲裁では、需要に適切に対応した体系的な制度を維持できる仲裁機関のみが残存することができる。商取引（ビジネス）の根本である需要に応じた供給サービスの効率的供給という原則に基づき、国際紛争という対象について、迅速・確実に対応

40 Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958). 2013年9月30日現在で加盟国・地域は149か国、http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention.html 参照。日本でも「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（昭和36年条約第10号）として国内立法化されている。

41 Bernard Hanotiau, *supra* note 38, at 94.

できる国際仲裁の制度構築が求められている。

市場社会では、改善の根拠・目標を市場に求める。そのため Marketing（市場調査）を行う、という手法が当然のようになされる。筆者の関心は、商学的観点からの国際商事仲裁の分析であり、その目的は効率的な財サービスの効率的配分を、具体的な事例を試行錯誤することにより、より洗練された制度構築の提案にある。今後の課題としては、国際仲裁の市場サービス化の潮流でみられる、手続規則・法と実体規則・法の集約化（convergence）から、UNIDROIT 国際商事契約原則の意義評価について考察していきたい。

（資料 1）国際仲裁機関の年別取扱件数

機関／年	2000	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
AAA-ICDR (USA)	510	649	672	646	614	580	586	621	703	836	888
ICC^	541	566	593	580	561	521	593	599	663	817	793
CIETAC (China)	543	562	468	422	461	427	442	429	548	560	418
LCIA (UK)	87	71	88	104	87	118	133	137	213	272	237
SIAC (Singapore)	37	39	34	23	39	29	47	55	71	114	140
SCC (Sweden)	66	68	50	77	45	53	64	81	74	96	91
KCAB (South Korea)	40	65	47	38	46	53	47	59	47	78	52
VIAC (Vietnam)	23	16	19	16	32	22	23	21	26	25	37
BAC (China)	11	20	19	33	30	53	53	37	59	72	32
JCAA (Japan)	8	16	8	14	15	9	11	15	12	17	26
HKIAC*^ (China)	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	29	16
PDRC (Philippines)	0	1	2	0	0	0	1	1	0	4	1
KLRCA (Malaysia)	20	3	3	5	3	7	1	2	8	#	#
BCICAC (Canada)	3	4	4	4	4	2	5	3	#	#	#